



2024年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社やまびこ
代表者名 代表取締役社長執行役員 久 保 浩
(コード：6250、東証プライム)
問合せ先 管理本部総務部長 長谷川 知恵美
(TEL. 0428-32-6111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年3月28日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、中期経営計画2025で掲げる「新規事業創造への取り組み」として、社会のGX（グリーン・トランスフォーメーション）を成長の機会と捉え、将来の社会変化に適合した新規開発テーマの推進に取り組んでおります。特に、今後の成長の柱となり得る「発電・蓄電システム」の新たな事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社では、取締役会の監督機能をより一層明確化し、迅速な意思決定を行うため、執行役員制度を導入しております。かかる当社の実態に合わせるため、役付取締役の規定を見直し、現行定款の「取締役社長」の表記を「代表取締役」に統一することといたします。これに伴い、現行定款第14条（招集権者および議長）および第22条（代表取締役および役付取締役）について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を現行定款第29条（選任方法）に新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、現行定款第30条第2項（任期）を変更し、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月28日（予定）
定款変更の効力発生日 2024年3月28日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～11. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>12.～25.</u> (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～11. (現行どおり)</p> <p><u>12. 電気設備工事の設計施工請負</u></p> <p><u>13.～26.</u> (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p> <p>2. <u>全ての代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から役付取締役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内</u></p>

<p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
---	---